〔様式第１３号〕

〔制限付き一般競争入札〕

質 疑 応 答 書

工事名　　仙石線福田町駅周辺整備に伴う水路工事（その１）

	整理番号	２６０５１０４７０
質　　問　　事　　項	回　　答	
１）地盤改良工__大口径型超高圧噴射攪拌工	単価表では管理費区分：0 と記載されていま	
__排出土処分費（単 2 号）__残土等処分は管	すが、管理費区分：T で積算しております。	
理費区分：0 と記載がありますが、管理費区		
分：T ではないのでしょうか。御教示願いま		
す。		
２）ｶﾙﾊﾞｰﾄ工__作業土工__土砂等運搬処理（	現場発生土を処分施設に持込んで、改良土	
改良土)（単 10 号）__改良材料費については、	として購入する価格で積算しております。	
ｾﾒﾝﾄ系固化材（特殊土用）を計上しているの	改良土の土質については、処分施設での試験	
でしょうか。又、m3 当たりの添加量等、詳	結果等を踏まえ、協議のうえで必要と認めら	
細について御教示願います。	れる場合は設計変更の対象といたします。	
３）仮設工__仮水路工__暗渠排水管【夜間】	高密度ポリエチレン管（内面平滑，ダブル管）	
（内径 1500）（単 32 号）__暗渠排水管（波	で、物価資料単価を採用しております。	
状管 φ1500）は内面平滑（ダブル管）でしょ		
うか。又は、高耐圧ポリエチレン管【ハウエ		
ル管(1 種管=R30)】でしょうか。管材の特別		
調査単価がございましたら御教示願います。		
※設計図【擦り付け工計画図（下流部）図		
番 31】は高密度と高耐圧の旗揚げが混在し		
ています。		

注１　この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合（見積りに必要な事項に限る。）に提出してください。会社名を記入する必要はありません。

〔様式第１３号〕

〔制限付き一般競争入札〕

質 疑 応 答 書

工事名　　仙石線福田町駅周辺整備に伴う水路工事（その１）

	整理番号	２６０５１０４７０
質　　問　　事　　項	回　　答	
４）仮設工__仮水路工__暗渠排水管【夜間】（内径 400）（単 33 号）__暗渠排水管（波状管 φ400）は内面平滑（ダブル管）でしょうか。御教示願います。 ※【擦り付け工計画図（下流部）図番 31】は高密度と高耐圧の旗揚げが混在しています。	高密度ポリエチレン管（内面平滑，ダブル管）です。	
５）当該事業についての住民説明（仙石町、福住町、福田町各町内会、高砂小学校、福田町保育所、東部自動車学校、近隣商店等含む）は理解を得ているものと考えてよろしいのでしょうか。 また、苦情等により工事が一時的に中止となった場合の費用負担や事業損失防止施設費等で（共通仮設費積上げ）要した費用は設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。	事業全体の概要については、過去に説明会を実施しています。本工事については、着手前に説明会を別途開催する予定です。 苦情等により、施工できないと認められる状態が確認された場合は、一時中止に係る協議を行ったうえで、請負代金額の変更についても協議対象といたします。 また、苦情対策として要する事業損失防止施設等については、協議のうえで必要と認められる場合は設計変更の対象といたします。	
６）市道【高砂小学校脇線、福田町保育所前 2 号線：バイパス水路 φ1500、福住町 3 号線、15 号線】は、道路管理者（宮城野区）、所轄警察署、地域の同意（福住町に居住される方々は迂回が必要）等により車両通行止めできるものと考えてよろしいのでしょうか。	夜間施工の施工条件については、車両通行止めとしてお見積りください。 通行止めについては、今後、関係各所と協議を行い調整いたします。	

注１　この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合（見積りに必要な事項に限る。）に提出してください。会社名を記入する必要はありません。

〔様式第１３号〕

〔制限付き一般競争入札〕

質 疑 応 答 書

工事名　　仙石線福田町駅周辺整備に伴う水路工事（その１）

	整理番号	２６０５１０４７０
質　　問　　事　　項	回　　答	
７）施工条件明示書２．（４）に記載のある仮設ヤード用地ですが、現時点でアパート（ＤＩＡＳ好）がありますが、今年度中（Ｒ９年３月まで）に解体されるものと考えてよろしいでしょうか。	現時点では、今年度中に解体される予定です。	
８）施工条件明示書１１．（１）に記載のあるとおり下水道・水道・ガス・電力・NTT等の移設期日に変更はないものと考えてよろしいでしょうか。	現時点では、変更はありません。	
９）現場状況を考慮すると一連作業は難しいものと考えます。分割施工となった場合の費用の増加分（運搬費等）は設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。	分割施工等を余儀なくされた場合に、必要な費用が発生するものについては、協議のうえで必要と認められる場合は設計変更の対象といたします。	
10）労務費補正として時間制約を受ける工事(7ｈ～7.5h)の積算となっておりますが、状況(近隣からの苦情、小学校/保育所からの要望、店舗/コンビニ、自動車学校)によっては著しい時間制約(4ｈ～7ｈ:補正 1.14)を受ける工事になる可能性もあります。その場合、設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。	著しい時間制約を受ける条件が付加されるなど、施工条件に変更が生じた事項については、協議のうえで必要と認められる場合は設計変更の対象といたします。	

注１　この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合（見積りに必要な事項に限る。）に提出してください。会社名を記入する必要はありません。